議案第4号

八幡浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成31年2月26日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例

八幡浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(職員の派遣)

第2条 (略)

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっ ている職員(<u>規則</u>で定める職員を除く。)
 - (4) (略)
 - (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員、及び同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員
- 3 (略)

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の 労働関係に関する法律(昭和27年法律第289 号)第3条<u>第4号</u>の職員をいう。以下同じ。)で ある派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第 57条に規定する単純な労務に雇用される職員 であって、企業職員以外のものをいう。以下同 (職員の派遣)

第2条 (略)

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっ ている職員(<u>市規則</u>で定める職員を除く。)
 - (4) (略)
 - (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員、その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員
- 3 (略)

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の 労働関係に関する法律(昭和27年法律第289 号)第3条<u>第2項</u>の職員をいう。以下同じ。)で ある派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第 57条に規定する単純な労務に雇用される職員 であって、企業職員以外のものをいう。以下同 じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、通勤手当、管理職手当、扶養手当人住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合における その者の職務の級及び号給については、部内の他 の職員との権衡上必要と認められる範囲内にお いて、規則 で定めるところにより、必要な調整 を行うことができる。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の 給与の種類)

第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、通勤手当、扶養手当 、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(報告)

第9条 任命権者(市長である任命権者を除く。) は、規則 で定めるところにより、派遣職員の派 遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後 職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報 告しなければならない。

(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社_____(以下「特定法人」という。)は、株式会社______のうち、本市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資しているもので規則__で定めるものとする。

じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料____、扶養手当、 調整手当、住居手当及び

__期

末手当_____のそれぞれ100分の10 0以内を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合における その者の職務の級及び号給については、部内の他 の職員との権衡上必要と認められる範囲内にお いて、<u>市規則</u>で定めるところにより、必要な調整 を行うことができる。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の 給与の種類)

第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料

、扶養手当、調整手当、住居手当及び

期末手

を支給することができる。

(報告)

第9条 任命権者(市長である任命権者を除く。) は、<u>市規則</u>で定めるところにより、派遣職員の派 遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後 職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報 告しなければならない。

(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社<u>又は有限会社</u>(以下「特定法人」という。)は、株式会社<u>又は有限会社</u>のうち、本市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資しているもので<u>市規則</u>で定めるものとする。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

公益的法人等へ派遣される職員に、市職員と同様の手当を支給できるように するため。